

## 令和2年度相模原市ロボット制御・A I等共同研究開発事業 募集要領

相模原市では、「相模原市ロボット制御・A I等共同研究開発事業」について、令和2年度の対象事業を募集いたします。

本事業は、令和2年度予算に基づき実施するため、予算成立の状況等に応じて、公募内容や予算規模等が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の目的

本事業は、市内の中小企業者等や優れた技術シーズや知見を有する大学・研究機関等の連携による、共同研究体制（以下、「コンソーシアム」という。）を形成し、新製品・新技術の実用化開発の委託を行うことで、新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

#### (2) 対象事業

対象事業は、今後成長が見込まれるロボット制御やA I等に関する研究開発及び実証実験であり、地域産業において一定の波及効果が期待できる、コンソーシアム自らが行う新製品・新技術等に関するものとします。また、同事業を対外的に公表するための取組を行うものとします。なお、対象とする研究開発の段階は、以下のとおりです。

基礎研究段階

実用化開発段階（試作品製作段階）

以下の場合、対象となりません。

研究開発内容が既に他において完成されたものと同一のものとみなされる場合

当該研究開発目的以外の機械、器具等の購入（設備投資）のための申請とみなされる場合

研究開発段階が実用化段階ではなく、事業化段階（市販まで至ったもの）とみなされる場合

当該研究開発が国、県、市や他の公的機関から現在補助金等を受けている場合

#### (3) 対象者

委託を受けることができる者は、以下の要件を満たすコンソーシアムとします。契約及び事務管理手続き等は、コンソーシアムを代表し、産業支援機関が実施する必要があります。

##### 【コンソーシアムの要件】

産業支援機関、中小企業者等(2者以上)によって構成されるコンソーシアムであること。また、コンソーシアム内外に大学・研究機関等や大企業等の研究協力者が参画すること。

産業支援機関は、相模原商工会議所、城山商工会、津久井商工会、相模湖商工会、藤野商工会、公益財団法人相模原市産業振興財団、株式会社さがみはら産業創造センターのいずれかであること。

大学・研究機関等は、大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人であって研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関等であること。なお、複数の大学・研究機関等が参画しても構いません。

中小企業者等は、次のいずれかに掲げるものとし、参画数に上限はありません。なお、参画する中小企業者等の過半数は、相模原市内に事業所を有していることを条件とします。

- a 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
- b 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体(火災共済協同組合、信用協同組合及び同組合連合会並びに商工組合連合会を除く。)

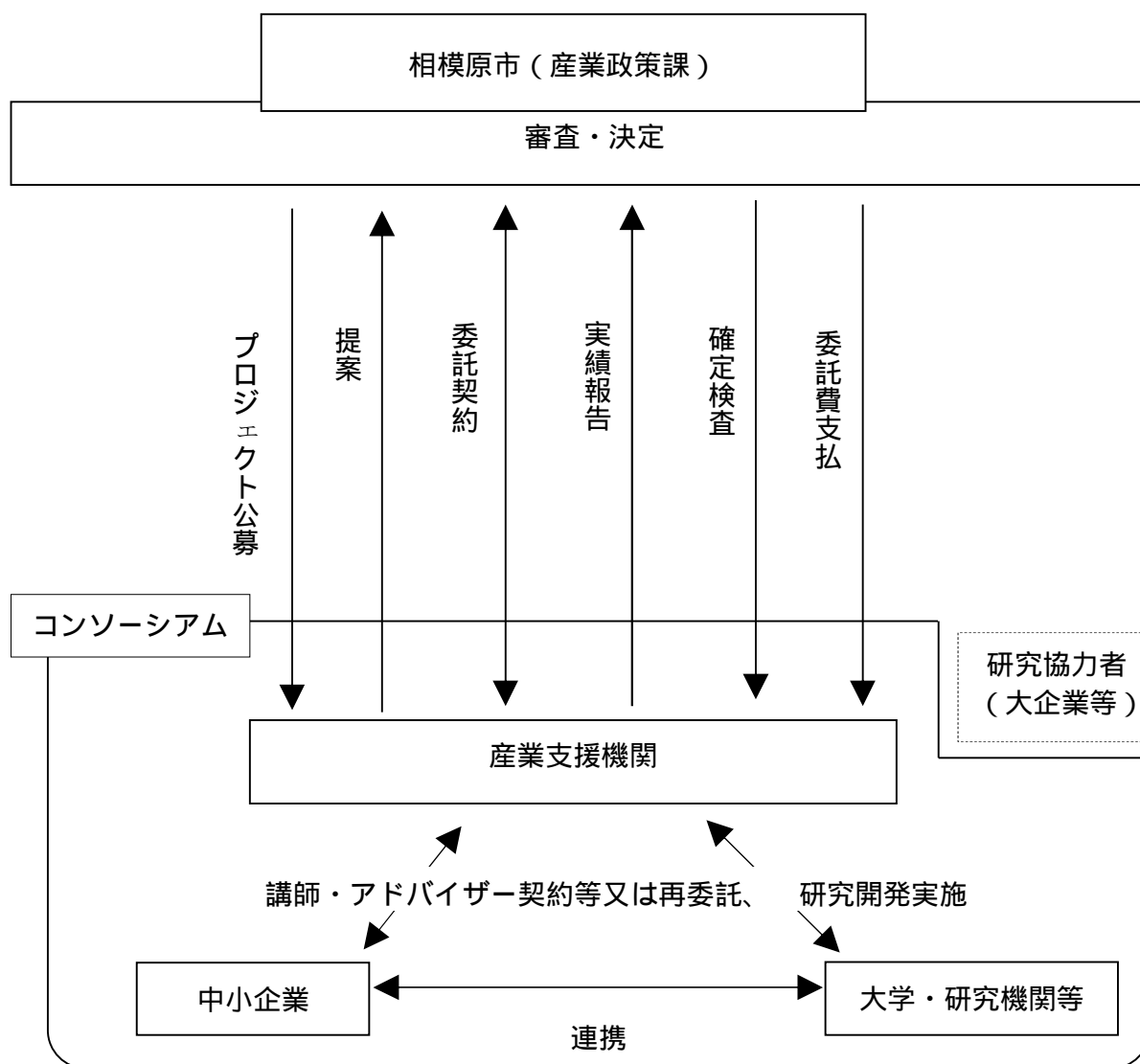
中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とは、以下のものをいいます。

業 種	資本金、従業員規模
製造業その他	資本金3億円以下または従業者数300人以下
卸 売 業	資本金1億円以下または従業者数100人以下
サ ー ビ ス 業	資本金5千万円以下または従業者数100人以下
小 売 業	資本金5千万円以下または従業者数50人以下

備考 上記に該当する場合でも、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- 1 発行株式の総数又は出資価額の2分の1以上が同一の大企業(特定ベンチャーキャピタル〔ベンチャー財団と基本約定書を締結したベンチャーキャピタルをいいます。以下同様です。〕を除く。)の所有に属している中小企業者
- 2 発行株式の総数又は出資価額の総数の3分の2以上が大企業(特定ベンチャーキャピタルは除く。)の所有に属している中小企業者
- 3 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者
- 4 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営むものをいいます。

(4) 事業スキーム (事業の仕組み)



(5) 委託費の内容

委託費は、委託契約に基づき産業支援機関が実施したことに対する対価として支払われるもので、研究開発の遂行に直接必要な経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費が対象となります。具体的には、以下 ~ のとおりです。

なお、コンソーシアム構成員及び実質支配下にある会社からの機械装置の調達等については、当該調達に係る利潤を見込まない額を対象とします。

直接人件費

当該プロジェクトに直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費

事業費

( ) 講師・アドバイザー謝金等

当該研究開発に必要なアドバイス等を得るために要する経費 (大学・研究機関以外のコンソーシアム構成員内への支払は不可)

( ) 原材料・機械装置・工具器具等費

ア．当該研究開発に必要な原材料・各種部品・機械装置・工具器具等の購入に要する経費。

イ．当該研究開発に必要な機械装置・工具器具等の借用に要する経費。

ウ．上記「ア」「イ」に伴う据付、修繕等にかかる経費。

( ) 加工費

当該研究開発に必要な試作、設計、加工等をする際に要する経費（外注する場合を含む）

( ) 試験・分析費

当該研究開発に必要な試験や分析を実施するために要する経費

( ) 委員会・研究会等費

当該コンソーシアム構成員を含む委員会や研究会を実施するために要する経費

(vi) 実証実験費

当該研究開発で行う実証実験に要する経費

( ) 旅費

当該研究開発・実証実験等に要する旅費

その他の経費

上記以外で、研究開発のために要する経費で、市長が特に必要と認める経費

一般管理費

上記 ~ の合計の10%を上限に、一般管理費を計上することができます。

再委託費

再委託費は、委託業務の一部について産業支援機関以外のコンソーシアム構成員に再委託を行うために要した経費とし、当該経費の算定にあたっては「直接人件費」、「事業費」に定める項目に準じます。

**(6) 研究開発期間と研究開発費の規模**

提案事業の全体計画期間は1年から2年とし、研究開発費（委託金額）の規模は、1件あたり1500万円以下/年度とします（実際の委託金額については、採択審査後査定の上決定します）。ただし、申請は単年度毎とし、その都度評価を行い、採否を決定します。よって、初年度の採択により、複数年度の採択を保障するものではありません。

**(7) 採択予定件数**

採択件数は1件程度を予定しています。



別表1 相模原市ロボット制御・AI等共同研究開発事業の審査内容

評価項目	評価内容
(ア)技術評価	a 研究開発のための体制(コンソーシアムとしての連携体制を含む。)が整っており、必要な技術的能力を有するか。 b 研究開発及び実証実験の方法は適当か。
(イ)事業評価	a 市場性や市場競争力を有する製品・技術となるか。 b 事業化に向けた計画は想定されているか。 c 地域産業に対する波及効果、貢献性があるかどうか。 d 対外的な公表方法が明確であるか。
(ウ)経理評価	a 自己資金の調達能力が十分であるか。 b 産業支援機関において適切なマネジメント能力及び事務管理能力を有しているか。 c 研究開発の予算は適正であるかどうか。 d コンソーシアム構成員における研究開発内容及び経理の分担が明確であるか。

#### 4. 事業提案書の様式

市ホームページ <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp> からダウンロードするか、相模原市役所 産業政策課 (電話：042-769-8237) まで御連絡ください。

#### 5. スケジュール(予定)

令和2年3月9日～3月23日	募集期間
令和2年3月下旬	審査結果通知
令和2年4月1日以降	委託契約締結 研究開発開始
実施期間(随時)	進捗状況をヒアリング等により確認
令和3年3月31日まで	研究開発終了、実績報告書の提出
令和3年4月～5月	請求書提出、支払い

#### 6. その他

##### (1) 研究開発成果の帰属

委託研究開発の実施により得られた取得財産及び知的財産権は、受託事業者に帰属します。

##### (2) 受託事業者の義務

委託契約後、委託事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは委託事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に市長の承認を得なければなりません。

委託事業終了後、実績報告書及び経費関係書類(領収書等)を市長に提出しなければなりません。

以上